

2021年2月4日

日本公認会計士協会  
会長 手塚 正彦

公益社団法人日本監査役協会  
会長 後藤 敏文

## 2021年3月期決算への対応について

新型コロナウイルス感染症の再度の拡大を受けて、本年に入り、政府から緊急事態宣言が発令され、2月2日に10都府県を対象として延長することが決定されました。日本公認会計士協会及び日本監査役協会は、監査役等及び監査人が、政府や都道府県の方針・要請に従い、テレワークの促進など感染拡大防止に最大限努めるとともに、現下の状況においても、市場機能の維持及び金融機能の維持の観点から、信頼性の高い監査業務の継続について適切な対応に努める必要があると考えます。

新型コロナウイルスの感染拡大が企業業績等に与える影響は、企業によって様々です。監査役等と監査人には、その影響を的確に認識し、監査リスクを適切に評価して監査を実施することが求められます。また、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、平時においては直接の訪問や対面によって実施していた手続が実施できないことも想定されます。その場合には、情報通信やデジタル技術を活用した直接の訪問や対面を伴わない手法の導入等を含め、適宜状況に応じて適切な方法を検討することが必要と考えます。

また、2021年3月期以降の上場企業等の金融商品取引法監査においては、監査人の監査報告書に「監査上の主要な検討事項」（以下「KAM」といいます。）を記載することが求められています。このため、各企業において、経営者、監査役等及び監査人との間で、コロナ禍が企業業績等にもたらしている様々な問題も含めて、既に協議が進められていることと思いますが、今後、期末決算に向けて、引き続き適時適切なコミュニケーションを実施していただきたいと考えております。

最後に、日本公認会計士協会及び日本監査役協会は「監査役等と監査人との連携に関する共同研究報告」の改正についての公開草案を本年1月27日に公表しました。同公開草案においても、KAMに関する監査役等と監査人とのコミュニケーションの重要性やコロナ禍における監査役等と監査人との連携手段の変化等について加筆しています。監査役等と監査人には、互いに連携を一層深めて、それぞれの職務の確実な遂行に向けて取り組んでいただきたいと考えております。

以 上